

## 7. グループホーム住居にかかる 近隣への理解について

**【重要】グループホームを開設するときは  
(住居追加含む)**

- 開設予定地の自治会や近隣住民に対して、建築等の工事を始める前などに、挨拶を行うなど、関係づくりに努めてください。
- 利用者ニーズの調査と併せて、事業計画等について、市町村に事前に説明する等、情報提供に努めてください。
- 令和6年度より、近隣住民等に運営状況を報告し、要望や意見を聴取する場として、協議会を設置することとなります。

## 8. 令和6年度報酬改定について (入所・通所系)

注) 本資料は、令和6年2月6日に開催された障害福祉サービス等報酬改定検討チームが発表した「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(案)」をもとに作成いたしました。今後変更になる可能性もありますので、最新情報については、厚生労働省もしくは千葉県の公式ホームページを御確認いただくようお願いいたします。

**生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し**

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

**① 基本報酬区分の見直し(サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し)**

○ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び 利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。  
○ なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や高齢者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、  
・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。  
・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	226単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
B時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

**② 基本報酬区分の見直し(利用定員規模ごとの基本報酬の設定)**

○ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

**③ 延長支援加算の拡充**

○ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1)延長時間1時間未満の場合	61単位／日
(2)延長時間1時間以上の場合	92単位／日

➡ 【見直し後】

(1)所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位／日
(2)所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位／日
(3)所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位／日
(4)所要時間12時間以上	400単位／日

**④ 食事提供加算の見直し**

○ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】  
【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する  
【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

## 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設。 【新設】30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位／日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6~10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日+35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位／日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

## 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

### ① 運営基準の見直し(地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認)

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算5単位／日

### ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【見直し後】

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

### ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。  
【新設】地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位／日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。  
【新設】地域移行支援体制加算 例 利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

## グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

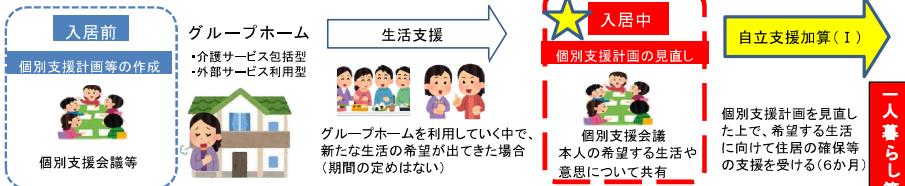
### ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現 行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
【見直し後】(新設) <b>自立生活支援加算(I) 1,000単位/月</b> * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
(現行)自立生活支援加算(II) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
(新設) <b>自立生活支援加算(III) 80単位/日</b> * 移行支援住居、3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
* 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。
【新設】ピアサポート実施加算 <b>100単位/月</b> * 自立支援加算(III)に加算
【新設】居住支援連携体制強化推進加算 <b>35単位/月</b> 、 <b>地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回</b> (月1回を限度) * 自立支援加算(I)に加算 * 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(III)として一括して評価。

### ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 <b>退居後共同生活援助サービス費</b> ・ <b>退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費</b> <b>2,000単位/月</b> * 退居後3ヶ月 自立支援加算(I)又は(III)を算定した者が対象。
【新設】 <b>退居後ピアサポート実施加算</b> <b>100単位/月</b> * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

#### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



#### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



#### 3. 退居後の支援



24

## 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

### ①重度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算(I):(受入)360単位/日 * 行動関連項目18点以上の者を受け入れ、要件を満たした場合、さらに +150単位/日
【新設】(初期) <b>500単位/日</b> * 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位/日
【拡充】重度障害者支援加算(II):(受入)180単位/日 * 行動関連項目18点以上の者を受け入れ、要件を満たした場合、さらに +150単位/日
【新設】(初期) <b>400単位/日</b> * 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位/日



### ② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例(世話人の配置6:1以上)

【現 行】共同生活援助サービス費(Ⅲ) 区分6: 583単位 区分5: 467単位 区分4: 387単位 区分3: 298単位 区分2: 209単位 区分1以下: 170単位(単位/日)
【見直し後】共同生活援助サービス費(Ⅰ) 区分6: <b>600単位</b> 区分5: <b>456単位</b> 区分4: <b>372単位</b> 区分3: <b>297単位</b> 区分2: <b>188単位</b> 区分1以下: <b>171単位</b> (単位/日)

特定従業者数換算方法(週40時間で換算)で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】人員配置体制加算(I) 区分4以上 <b>83単位/日</b> 区分3以下 <b>77単位/日</b> * 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算(II) 区分4以上 <b>33単位/日</b> 区分3以下 <b>31単位/日</b> * 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



### ③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算(II)について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】支援の3日目から算定可
【見直し後】支援の初日から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



### ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。  
その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

## 共同生活援助における支援の質の確保(地域との連携)

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を義務づける。(施設入所支援も同様)

### 《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



26

## 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

### ① 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。  
**機能訓練** 【一部新設】 リハビリテーション加算(I) 48単位／日 \*頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合  
**生活訓練** 【一部新設】 個別計画訓練加算(1) 47単位／日 \*現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

### ② 基本報酬の見直し(生活訓練)

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費(I)(例:利用定員が20人以下の場合)	【現行】748単位／日	【見直し後】776単位／日
生活訓練サービス費(II)(例:視覚障害者に対する専門的訓練の場合)	【現行】750単位／日	【見直し後】779単位／日 *機能訓練も同様
生活訓練サービス費(III)(例:利用期間が2年間以内の場合)	【現行】271単位／日	【見直し後】281単位／日



### ③ピアサポートの専門性の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。  
**【新規】ピアサポート実施加算 100単位／月**



### ④支援の実態に応じた報酬の見直し(宿泊型自立訓練)

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。  
**【現行】支援の3日目から算定可**  
**【見直し後】支援の初日から算定可**

### ⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し(機能訓練)

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(生活介護も同様)

### ⑥提供主体の拡充(機能訓練)

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

### 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。  
**【新設】高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位／日 \*対象者あり**  
**高次脳機能障害支援体制加算(II) 30単位／日 \*対象者なし**
- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。  
**【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 41単位／日**



28

## 就労移行支援事業の安定的な事業実施

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変



### 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

### 支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件にサービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回  
(1月につき1回かつ1年に限り4回を限度)

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(I)583単位／回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(II)408単位／回

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(I)(II)合わせて1月につき1回かつ1年に限り4回を限度とする。

29

## 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

### スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。

- ・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	−20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	−50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

30

## 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

### 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6:1」の報酬体系を創設。

#### (1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系



### 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

#### 【現行】

○前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。  
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出  
イ 前年度に支払った工賃総額を算出  
ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出  
※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

#### 【見直し後】

**【新算定式】**  
**年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12ヶ月**

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

31

## 就労定着支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム 一部改変

### 基本報酬の設定等

- 実施主体の追加
  - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- 就労移行支援事業所等との一體的な実施
  - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- 就労定着率のみを用いた報酬体系
  - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

#### 【現行】

利用者数	就労定着率
20人以下	9割5分以上
21人以上40人以下	9割以上9割5分未満
41人以上	8割以上9割未満



#### 【見直し後】※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



#### 【支援体制構築未実施減算】(新設) 所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

### 定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

#### 【現行】

**【定着支援連携促進加算】579単位／回**  
(1月につき1回かつ1年に限り4回を限度)  
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



#### 【見直し後】

**【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)579単位／回**  
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

**【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)405単位／回**

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行なう就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年に限り4回を限度とする。

32

## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力・適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

### 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

### 基本報酬の設定等

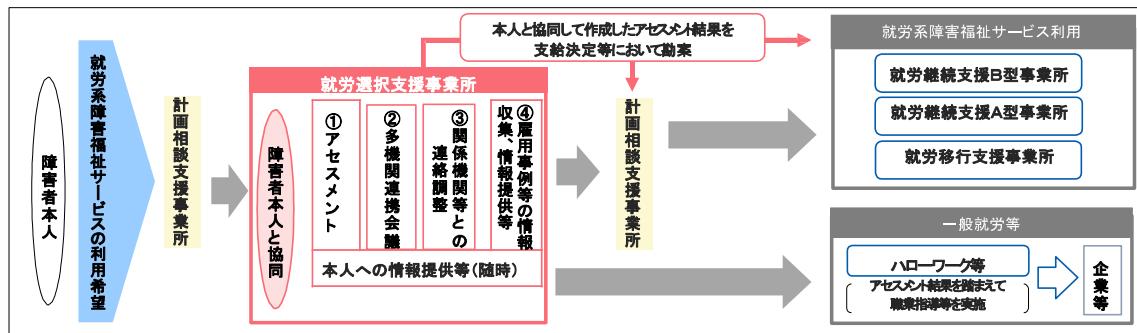
- 就労選択支援サービス費 1210単位／日
  - 特定事業所集中減算 200単位／月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6ヶ月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

### 支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

### 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



33

## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

出典 厚生労働省 こども家庭庁  
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

### 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下の事業者を実施主体とする。
  - 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供することとする。

### 従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援員 15:1以上
  - 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。  
※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。  
※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - 就労選択支援は短時間のサービスであることから個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



### 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

34

御清聴ありがとうございました。

問合せ先 TEL : 043-223-2308

Mail : [sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp)